

英 EU 通商・協力協定の原産地規則・原産地手続きに関する規定とポイント

[協定英 EU 通商・協力協定のテキスト案全文（附属書含む）](#)

[掲載ページ](#)（英国政府ウェブサイト）

[掲載ページ](#)（欧州委員会ウェブサイト）

原産地規則と原産地手続きに関する規定

PART TWO：貿易・運輸・漁業・その他の取り決め：P18

HEADING ONE: 貿易：P18

TITLE I: TRADE IN GOODS 物品貿易：P18

Chapter 2 原産地規則：P27

Section 1 原産地規則：P27

Article ORIG.1 目的：P27

Article ORIG.2 定義：P27

Article ORIG.3 一般的な要件：P27

Article ORIG.4 原産性の累積：P28

英国または EU 産の原材料、非原産材料に対して英国または EU で行われた生産行為を、互いの原産性として累積可能（**英 EU 間の完全累積**）。非原産材料について行われた生産工程を付加価値として算入する場合で、且つ輸出者が作成する原産地に関する申告に基づき関税上の特惠待遇を要求する場合（Article ORIG.18-2-(a)）には、輸出者はサプライヤーから、附属書（ANNEX ORIG-3）の様式に基づく**宣誓書**またはそれと同等の文書を取得する必要がある。

Article ORIG.5 完全に得られる産品：P28

Article ORIG.6 許容限度：P29

附属書（ANNEX ORIG-2）に示す品目別原産地規則（PSR）を非原産材料の使用を理由に満たさない場合でも英 EU の原産品とみなすことができる救済条項を規定（**デミニマスルール**）。

Article ORIG.7 十分な変更とはみなされない生産：P30

十分な変更とみなされない、非原産材料に対する生産工程の一覧（**ミニマルオペレーション**）。該当する場合は、英 EU の原産品と認められない。

Article ORIG.8 原産品としての資格の単位：P31

Article ORIG.9 輸送用のこん包材料及びこん包容器：P31

Article ORIG.10 小売用の包装材料及び包装容器：P31

Article ORIG.11 付属品、予備部品、工具：P31

Article ORIG.12 セット：P32

Article ORIG.13 中立的な要素：P32

Article ORIG.14 会計の分離：P32

Article ORIG.15 返送される商品 : P33

(以上、商品の原産性を判定する上で必要となる補足的な規定。)

Article ORIG.16 変更の禁止 : P33

原産品を相手国に輸送する場合に原産性が維持される基準（積送基準）。英 EU 以外の**第三国を経由する際**も、マーク・ラベル・シール貼付など許容されている作業以上の加工を加えておらず、経路地の税関の管理下に置かれていなければ、原産性は失われていないとみなされる。

Article ORIG.17 関税の払い戻しまたは免除の見直し : P33

Section 2 原産地手続き : P34

Article ORIG.18 関税上の特恵待遇の要求 : P34

a.輸出者（※）が原産地に関する申告（statement on origin）を作成、または b.輸入者が自らの知識（Importer's knowledge）に基づいて特恵待遇を要求する**自己申告制度（自己証明制度）**を採用。いずれかに基づいて、輸入者が輸入国の税関に対して、当協定の特恵待遇の要求を行う。a.に基づいて要求した輸入者は、当該申告を保管し、輸入国の税関の求めがあれば写しを提出する義務を負う。

※当協定における「輸出者」とは、英国または EU に所在し、英国または EU の法令に定める要件に従い、原産品を輸出または生産し、原産地に関する申告を作成する者のことを指す（Article ORIG.2(c)）。従い、原産地に関する申告を作成する「生産者」が含まれる。

Article ORIG.18a 関税上の特恵待遇の要求を行う時点 : P34

輸入申告に含めて要求を行う。輸入時に要求を行わなかった場合、輸入した日から**3年以内**（または輸入国の法令が定めるこれより長い期間内）に特恵待遇の要求を行えば、輸入国は特恵待遇を与え、**支払った関税を還付**する。要求においては、Article ORIG.18-2.で示した要求根拠を提示し、その他の原産地規則の要件をすべて満たす必要がある。

Article ORIG.19 原産地に関する申告 : P34

輸出者は附属書（ANNEX ORIG-4）に示す各言語の様式に従って、原産品について十分な詳細を記した仕入書（インボイス）またはその他の文書に、原産地申告文を記載する。原産地に関する申告は、作成日から**12カ月**（または輸入国の法令が定めるこれより長い期間で、24カ月を超えない期間）有効。作成日から12カ月以内で、申告文に記した期間の範囲内であれば、**複数回の輸入**について適用可能。輸入国が輸入者に申告文の**翻訳の提出を要求することは禁止**。

Article ORIG.20 相違 : P35

原産地に関する申告における**軽微な誤りや表現の相違**によって、または**インボイスが第三国で発行された**という単一の理由で、輸入国税関が関税上の**特恵待遇を否認することを禁止**。

Article ORIG.21 輸入者の知識 : P35

Article ORIG.18-2.(b)に基づき関税上の特惠待遇の要求を行う場合、輸入産品が原産品であるとする輸入者の知識は、当協定の原産地規則の要件を満たすことを示す情報に依拠している必要があると規定。輸出者が、提供する情報が機密であるなど何らかの理由で、必要な情報を輸入者に提供できない場合は、輸出者が原産地に関する申告を提供することで、輸入者が Article ORIG.18-2.(a)に基づき特惠待遇を要求できる。

Article ORIG.22 記録の保管に関する義務 : P35

輸入者は、原産地に関する申告によって要求した場合は輸出者が作成した当該申告を、輸入者の知識によって要求した場合は原産地規則の要件を満たすことを示すすべての記録を、最低 3 年間保管する。原産地に関する申告を作成した輸出者は、当該申告の写しと、原産地規則の要件を満たすことを示すすべての記録を、当該申告作成から最低 4 年間保管する。いずれも電子媒体での保管も可能。

Article ORIG.23 小型貨物 : P36

個人の小包として輸送される産品、または旅行者携行品の一部を構成する産品は、原産地規則の要件を満たし、その申告性に疑義がなく、その産品の価額が一定の範囲内であれば、関税上の特惠待遇を要求しなくても、その適用を受けることが可能。EU への輸入については、小包は 500 ユーロ以下（または相当額）、手荷物は 1,200 ユーロ以下（同）。英国への輸入については、個人小包・旅行者携行品以外の少額産品も対象となるが、金額閾値は未確定（法令に基づき設定し、後日 EU に通知）。

Article ORIG.24 原産品であるかどうかについての確認 : P37

輸入国税関は、無作為抽出を含むリスク評価手法に基づき、輸入された産品が原産品であるかどうかの確認を行うことがある。税関はこのため、関税上の特惠待遇の要求を行った**輸入者に対して、輸入申告提出時、産品引き渡し前、同引き渡し後、いずれかの時点で、情報の提供を要求できる**（いわゆる検認制度）。原産地に関する申告によって特惠待遇の要求を行った産品については、輸入者は当該申告を税関に提出する必要があるが、同時に**原産地規則の要件を満たすことを示す他の情報を提供する立場にない旨、税関に回答することもできる**。確認結果が確定するまでの間、税関が特惠待遇を**留保する場合**、保証金を含む適切な予防措置に基づき、輸入者は**産品の引き取りが可能**。

Article ORIG.25 運用上の協力 : P38

原産地に関する申告によって特惠待遇の要求を行った産品について、Article ORIG.24-1.に基づく最初の情報要求の後、輸入者からの回答に基づき、必要と判断されれば、輸入国税関は、輸入時（または Article ORIG.18a-2.-(a)に基づき事後に特惠待遇を要求した場合はその要求時点）から**2 年以内に、輸出国の税関に対し、情報を要求**することが可能。輸出国の税関は、証拠の要求により、また記録確認や生産設備査察のための輸出者施設の訪問により、**輸出者に対して文書作成や検査を**

要求することができる。輸出国の税関は、輸出者が機密情報とみなす情報を輸入国の税関に提供することは禁止。

Article ORIG.26 関税上の特恵待遇の否認 : P39

Article ORIG.24-1.に基づく**最初の情報要求から 3 カ月以内**に輸入者から回答がない（または原産地に関する申告の場合は当該申告の提出がない、または輸入者の知識の場合は回答内容が不十分）、または Article ORIG.24-5.に基づく**追加情報要求から 3 カ月以内**に輸入者から回答がない（または回答内容が不十分）、または Article ORIG.25-2 に基づき**輸出国税関に情報を要求した日から 10 カ月以内**に輸出国税関から回答がない（または回答内容が不十分）のいずれかの場合、輸入国の税関は特恵待遇を否認できる。輸出国税関が原産性要件を満たすとの見解を示したにもかかわらず輸入国税関が否認を正当だとする場合、輸入国税関は、輸出国税関の見解を受領した日から 2 カ月以内に、否認する意向を輸出国税関に通知し、いずれかの要請に基づき、通知日から 3 カ月以内に協議を行う。

Article ORIG.27 秘密の取扱い : P40

Article ORIG.28 行政上の措置および制裁 : P40

以上、輸出国・輸入国双方の税関が入手した情報の秘密は保持され、当事者の事前許可がない限り目的外利用はしないことを規定。また、原産地手続きに違反した場合、法令に基づき行政上の措置および制裁を実行することを規定。

原産地規則と原産地手続きに関する附属書

ANNEX ORIG-1 品目別原産地規則（PSR）の序文 : P415

PSR に関する用語の定義、計算方法などについて記述。

ANNEX ORIG-2 品目別原産地規則（PSR） : P423

HS コードの分類による品目ごとの詳細原産地規則の一覧。

ANNEX ORIG-2A ツナ缶・アルミ製品の代替 PSR とその割当 : P471

ANNEX ORIG-2B 蓄電池・電気自動車の経過的 PSR : P474

ANNEX ORIG-2 で規定する PSR の適用を 2027 年 1 月とし、それまでの 2021～2023 年、2024～2026 年の経過的 PSR を規定（3 段階で要件を引き上げ）。

2021～2023 年

- ・蓄電池 : CTSH; 非原産電池・モジュールでの組立; MaxNOM70% (EXW)
- ・電池・モジュール : CTH; MaxNOM70% (EXW)
- ・電気自動車 (HV/PHV/EV) : MaxNOM60% (EXW)

2024～2026 年

- ・蓄電池 : CTH (非原産正極活物質を除く) ; MaxNOM40% (EXW)
- ・電池・モジュール : CTH (非原産正極活物質を除く) ; MaxNOM50% (EXW)
- ・電気自動車 (HV/PHV/EV) : MaxNOM55% (EXW)

参考：2027年～（ANNEX ORIG-2）

- ・蓄電池：CTH（非原産正極活物質を除く）；MaxNOM30%（EXW）
- ・電池・モジュール：CTH（非原産正極活物質を除く）；MaxNOM35%（EXW）
- ・電気自動車（PHV/EV）：MaxNOM45%（EXW）且つ原産蓄電池を使用（その他の自動車（87.02-87.04）はMaxNOM45%（EXW））

蓄電池、電池・モジュール（品目分類 8507）については、協定発効から4年以上経過した後、英 EU いずれかの要求があれば、ANNEX ORIG-2 の PSR を見直す。

※CTSH：HSコード上6桁の変更、CTH：同上4桁の変更、MaxNOM：非原産材料の最大割合

ANNEX ORIG-3 サプライヤー宣誓書：P478

非原産材料について行われた生産工程を付加価値として算入する場合（Article ORIG.4-2）で、且つ原産地に関する申告に基づき関税上の特惠待遇を要求する場合（Article ORIG.18-2-(a)）に、輸出者がサプライヤーから取得する必要がある「サプライヤー宣誓書」の記載内容を、当附属書の別添1（SUPPLIER'S DECLARATION）に掲載。出荷ごとに、**仕入書（インボイス）等の書類に添付**する。特定顧客が当該原材料を用いて一定期間継続して生産を行う場合、サプライヤーは当該原材料の継続的な出荷を対象にする「長期サプライヤー宣誓書」を、別添2（LONG-TERM SUPPLIER'S DECLARATION）の様式で提供できる。通常、**長期サプライヤー宣誓書の有効期間は、作成日から2年間**。誓約書が作成された国の税関は、これより長い期間有効とするための条件を策定可能。

ANNEX ORIG-4 原産地申告文：P482

原産地に関する申告（Article ORIG.19）によって関税上の特惠待遇を要求する際に、仕入書（インボイス）等の書類に記載する内容（脚注は転載不要）。同一品目について**複数回の輸出が想定される場合は、原産地に関する申告の作成の時から12カ月を超えない範囲で期間を設定**することが可能（すべての輸入は、この期間内に行われる必要がある）。輸出者参照番号は、英国またはEUの法令に整合して定められた番号を記入。

以上

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料2

表 英EU・日EU・EUカナダ各通商協定における原産地手続きの主な規定の比較

項目	英EU通商・協力協定	日EU経済連携協定（EPA）	EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）
発効日	2021年1月1日（予定）	2019年2月1日	2017年9月21日（暫定適用開始）
特恵待遇要求手続き（原産地手続き）の方法	自己申告（輸出者が作成する原産地申告、または輸入者の知識）	自己申告（輸出者が作成する原産地申告、または輸入者の知識）	自己申告（輸出者による原産地申告）
輸入国税関による輸入者への申告文翻訳の要求	禁止	禁止	要求する場合がある
原産地申告の有効期間	12カ月、または輸入国の法令が定める12カ月超24カ月以内の期間	12カ月	12カ月、または輸入国の法令が定めるそれ以上の期間
原産地申告の複数回出荷への適用	原産地申告作成日から12カ月間は可能	原産地申告作成日から12カ月間は可能	原産地申告作成日から12カ月間は可能
特恵待遇の遡及適用（関税還付要求）	輸入日から3年間は可能	規定なし（締結国の法令に基づき適用）	輸入日から3年間は可能
記録の保管義務	輸入者は輸入日から最低3年間。輸出者が原産地申告を作成した場合、輸出者は申告作成から最低4年間	輸入者は輸入日から最低3年間。輸出者が原産地申告を作成した場合、輸出者は申告作成から最低4年間	輸入者は輸入日から、輸出者は原産地申告作成から、それぞれ最低3年間
小型貨物の申告免除	個人小包、旅行携行品、加えて英国はその他少額貨物について、一定額まで免除（EUは具体的免除上限額を規定、英国は別途規定）	個人小包、旅行携行品について、一定額まで免除（日EUとも具体的免除額上限を規定）	少額貨物、旅行携行品について、一定額まで免除（双方とも免除額上限は別途規定）
原産性検認時の輸入者の回答義務（輸出者が原産地申告によって特恵待遇を要求した場合）	輸入者は当該申告を税関に提出する必要があるが、同時に原産地要件に関する他の情報を提供する立場にない旨税関に回答することも可能	輸入者は、税関が要求する情報を輸出者から直接得られる場合は、税関に回答	規定なし
原産性検認時の輸入国税関による輸出国税関への情報照会（輸出者が原産地申告によって特恵待遇を要求した場合）	輸入者に対する初回情報要求の後、且つ輸入日または事後に特恵待遇を要求した場合は要求日から2年以内は、輸出国税関に対し情報照会可能	輸入者に対する初回情報要求の後、且つ輸入日から2年以内は、輸出国税関に対し情報照会可能	照会可能（照会できる期間の制限等に関する規定なし）
輸出国税関から輸入国税関への機密情報の提供（輸出者が原産地申告によって特恵待遇を要求した場合）	輸出者が機密情報とみなす情報の提供を禁止	輸出者が機密情報とみなす情報の提供を禁止	規定なし（締結国の法令で保護される事業情報・個人情報等へのアクセス等を当協定が求めるものではないことは規定）

（出所）各協定の条文を基にジェトロ作成